

大府市告示第72号

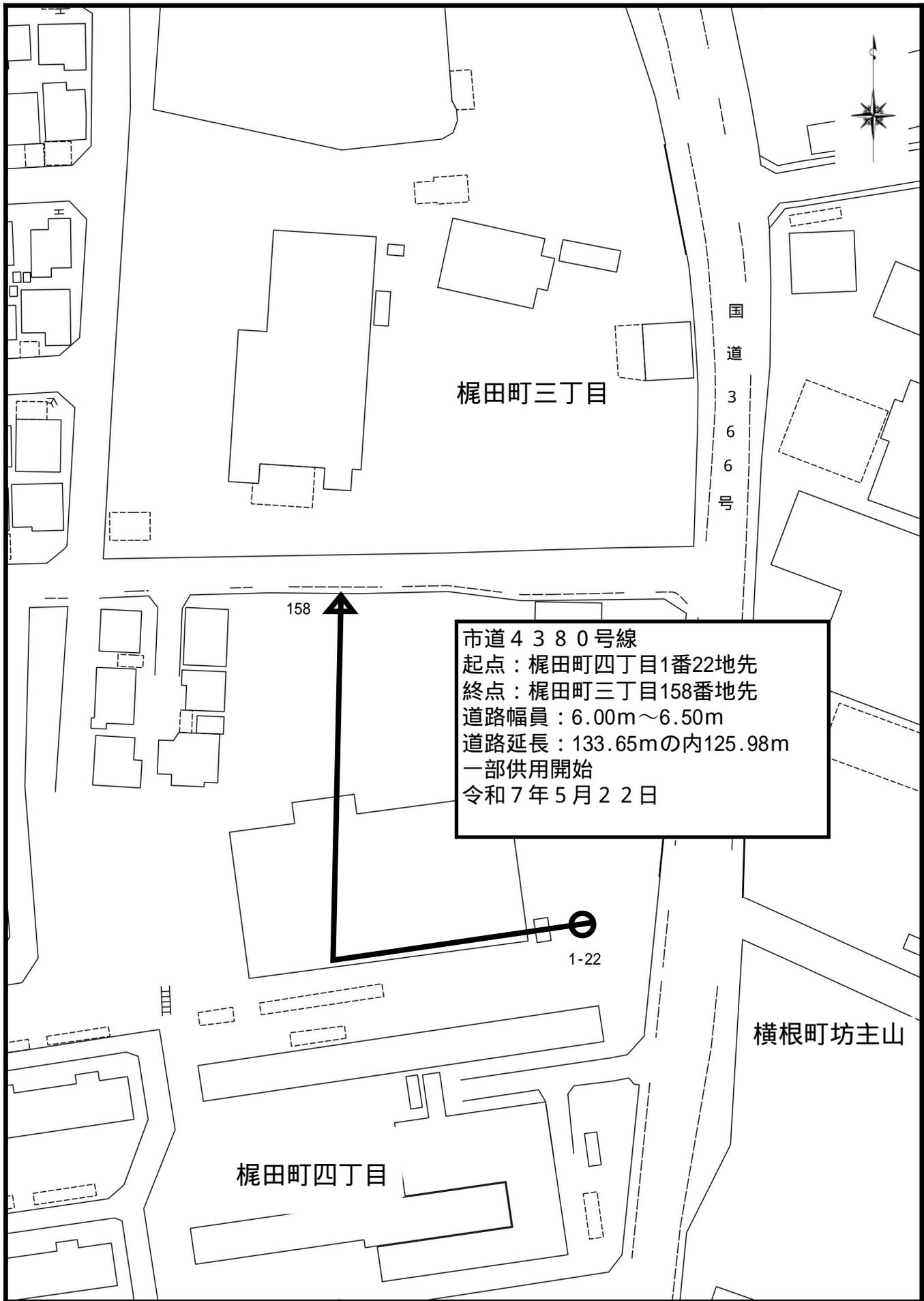
市道の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の路線の一部供用を開始する。
その関係図面は、公示の日から2週間大府市役所建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月19日

大府市長 岡村 秀人

整理番号	路線番号	路線名	起 点	供用開始の年月日
			終 点	
1	4380	4380号線	大府市梶田町四丁目1番22地先 大府市梶田町三丁目158番地先	令和7年5月22日



市道 4 3 8 0 号線
起点：梶田町四丁目1番22地先
終点：梶田町三丁目158番地先
道路幅員：6.00m～6.50m
道路延長：133.65mの内125.98m
一部供用開始
令和 7 年 5 月 2 2 日

1 : 1,000

○ : 起点
▲ : 終点